

第4章 中国・中山間地域における水田農業の 担い手の現状と対策

—— 岡山県の対策と作東町の事例 ——

1. はじめに
2. 岡山県における担い手対策
3. 作東町における担い手農家の現状と問題
 - (1) 担い手の現状と問題
 - (2) 個別農家の事例
- (3) 集落及び集落営農の事例
4. 町と農協の担い手対策
 - (1) 町の対策
 - (2) 農協の対策
5. おわりに

1. はじめに

岡山県は、全国有数の果樹生産県であり、桃や葡萄は全国的に大きなシェアを持っている。しかし、その一方で農業生産における米の比重は高く、全国平均をやや上回る。これは県南部の平野地帯はもとより、平坦地の少ない中北部の中山間地域においても水稻が主要な作物として定着してきたためである。

確かに、不利な自然的条件に加え、急速に進む兼業化に対処する上で米はきわめて適切的な作物であった。しかし近年、農家の高齢化、後継者不足が顕著になるなかで、水稻も従来のように担い手を確保することが難しくなり、さらに農家、農村の存続すら危ぶまれる状況にある。

本稿では、まず、岡山県の担い手対策の概況にふれ、次いで、県北の津山盆地の東方、兵庫県との県境に接する山間地域にあって、水田を中心とする作東町の農業の担い手問題の実態と対策についてふれる。今回の調査では、県中部の吉備高原山地の西方に位置する賀陽町の現状についても調査する機会を得たが、紙幅の都合で報告を割愛する。なお、お世話になった県庁、2町の農家、役場、農協、また関連の農業改良普及所の方々にはこの場を借りて心から感謝の意を表したい。

2. 岡山県における担い手対策

岡山県における農業の担い手対策は、中核農家の育成、とくに、中核農家が全くいない集落の担い手確保と集落営農体制の構築を主たる目的として行なわれてきた。そこでの考え方はほぼ次のようである⁽¹⁾。

昭和55年の県農政懇談会の答申に基づくと1つの集落では、最低2戸の中核農家等が必要である。県下には、4,700集落があるから最終的に9,400戸を確保しなければならないが、これを平成7年までに育成することを目標とする。平成5年3月現在の中核農家の数は、6,472戸である。しかしこれに準ずる中核志向農家が3,149戸あるから、うち2,928戸を、残り3年で育成、すなわち年平均676戸の育成をすれば、目標達成になる⁽²⁾。

とはいえ、現時点で中核農家のいない集落は1,854(県下の集落の4割を占める)に上り、短期に達成することは困難な状況にある。しかも、中核農家および中核志向農家を併せても、50歳以上が7割弱を占め、若手農業者や新規農業者の補充が不可欠である⁽³⁾。

しかし、若手農業者は、例えば彼らの団体である新農業経営者クラブの会員数でみても僅か682人に過ぎず、しかも20歳台はきわめて少ない。また、新規就農者についても、表

表－1 岡山県の新規就農率と補充率・新規就農者と補充率

(単位：人，％)

年 度	新規学年	U タ ー ン 青 年 等		小 計	合 計	中核農家 補 充 率
		Uターン青年	新 規 参 入			
S 60	67	22	2	24	91	29.1
H 元	33	31	1	32	65	20.7
H 2	24	49	1	50	74	23.6
H 3	21	32	2	34	55	17.6
H 4	6	23	0	23	29	9.3

資料：岡山県農林部調べ。

注．中核農家補充率は、313戸（9,400戸/30年）に対する就農者の割合（これは、平成7年度の中核農家の目標数値を一世代30年として除した数）。

－1にみるように、これも絶対数が僅かなうえに基本的には減少の傾向にある。平成4年では新規学卒とUターン青年等を含めて29名、これは中核農家等の必要数を維持するのに要する補充戸数(313戸)の9.3％に過ぎない⁽⁴⁾。

こうした状況に対応するため、県では新たに普及園芸課に担い手育成班を設置するなど組織の整備を図る一方で、巻末の付図－1「青年農業者育成体系図」、および同付図－2「新規就農者確保対策の展開」にみられるような、新たな担い手の確保の対策（ソフト事業）を積極的に打ち出している。これらは体系的で抜本的な対策を意図したものと見えるが、なかでも今年度から始められたニューファーマーズ確保対策事業は、他産業からの新規就農者の確保、育成を目標として設定されたもので、積極的な担い手確保の取り組みとして今後の展開が注目される⁽⁵⁾。

ニューファーマー事業の主な内容は、希望者に対するカウンセリング（農業や研修に関する相談）、1カ月間の体験研修、2年間の実務研修、農地の斡旋（農地や住居の斡旋、借入れ取得のための融資やリース）、独立後のフォロー（県内各地で現地指導班によるお手伝い）などであり、いわば本格的な新規参入の受け入れプログラムの提示である。1カ月及び2年研修の内容、応募方法等については表－2に示した⁽⁶⁾。

この外、基盤整備事業をはじめとする各種のハード事業もちろん担い手の育成助長に寄与するものは少なくない。しかし、ここでは間接的なものは省略し、担い手育成を企図する県単のソフト事業をいくつか紹介しておきたい。

その一つは、超低コスト稲作営農の推進事業である。これは地域の実態に即した新技術の実証や普及とセットで、低コスト営農集団（個人）の育成を図ろうとするものである。これは平成2年度から5年度にかけて、年間15集団、合計45の育成が目標である。

二つは、「農地はつらつ集積事業」である。これは平成5年度から9年度にかけて実施する農地の流動化の促進のための、若手農業者の育成にも配慮した県独自の助成金制度である。負担区分は市町村2分の1、交付対象者は40歳未満の受け手農業者である⁽⁷⁾。

三つは、担い手育成のための県単資金制度である。これには国の制度資金の上乗せ利子補給による農業後継者資金（融資枠6億円）と全く県独自の制度である自立農業者育成資金（同、1.8億円）がある。いずれも1.5％～2.5％ときわめて低利の資金である⁽⁸⁾。

注(1) こうした対策は、中核農家育成特別対策事業（昭和61～平成7年度）を中心に進められてきた。この事業では、低コスト実現のための研究会等の開催、経営ノウハウの導入のた

表－2

	1 か月体験研修	2 年間の実務研修
コ ー ス	花、野菜、果樹、水稻、畜産	花、野菜、果樹、水稻、畜産
研 修 内 容	農家にホームステイ 農作業、生活の体験	農業技術、経営ノウハウの習得 地域からの信頼の獲得等
研 修 期 間	①平成5年8月20日～ ②平成5年10月1日～	2年以内
研 修 人 数	30名	10名程度
研 修 先	農業士などの農家	農協、農業公社、市町村等
募 集 期 間	平成5年6月1日～7月9日	随時
募 集 対 象	40歳未満 農業に対する意欲あふれる者	40歳未満 専門的農家をめざす者
研修中の待遇	滞在費・研修費無料	農協などの臨時職員として雇用、月給15万円を支給

資料：岡山県業務資料。

めのフォーラムの開催、中核農家、中核志向農家の経営改善指導などを行なうこととしている。

- (2) ここでの中核農家は、岡山県独自の規定であり、次の4つの条件を満たすものである。①農家所得が当該市町村在住の勤労者世帯の年間所得におおむね均衡していること。②農家所得のうち農業所得が60％以上であること。③年齢が64歳以下で、年間150日以上を農業に従事する男子専従者がいること。④地域における農業生産力の中核的担い手であること、である。なお、中核志向農家とはこれに準ずるものである。
- (3) 中核農家および中核志向農家の経営部門別割合をみると、耕種18.6％、園芸45.0％、畜産21.3％、その他15.1％と園芸が半分近くを占める。また、年齢構成は、6,377戸(66.3％)は50歳以上、60歳以上では26.8％と高齢な者が多い。
- (4) 新農業経営者クラブ構成員の年齢階層は、29歳以下34％、30歳代50％、40歳以上6％である。基幹作目別には、米麦15％、野菜17％、果樹12％、花き花木12％、酪農25％、肉用牛10％等である。
- (5) 付図－1の小中学校対策としては、農業の副読本（指導者用）やビデオの作成、配布等がある。また、近年、女性農業士の制度を創設したが既に県下で101名が認定されている。
- (6) 県では「晴れの国おかやまで農業経営にチャ

レンジしてみませんか」とする特別のパンフレットを作成し、全国に応募を呼びかけた。結果は、1ヵ月研修の問い合わせが335名、実際の応募が50名(男性41、女性9)であった。地域別には、近畿が過半であるが北海道から中国地方とほぼ全国にひろがり、取業別では会社員が半ば近く、研修の希望コース別には野菜が半分を占めた。なお、赤坂町が独自に行なった新規就農者の募集に応じて東京に本社を持つ建設機材メーカーの職員2名が会社の援助を受けて就農している事例がある。いわば一種の高齢者対策であるが、県はこの事業を作る際に参考にしたとのことである(有限会社赤坂ファームの事例、全国農業新聞、平成5年8月7日版)。

- (7) これは、国の担い手規模拡大円滑化助成事業の対象者以外を対象とする。助成金交付単価は次の通り。

期間の区分	賃借権	作業受委託
3年以上6年未満	8,000円	8,000円
6年以上10年未満	20,000円	同上
10年以上	30,000円	同上

- (8) 農業後継者資金は、農業近代化資金の上乗せ利子補給が末端2.5％、農林公庫の農地等取得資金の上乗せ利子補給が末端1.5％、他方、自立農業者育成資金は、農地等取得資金が農業後継者、新規就農者、新規参入就農者に1.5％、施設整備資金が、農業後継者、新規就農者に2.5％、新規参入就農者に1.5％

で貸し出される。

3. 作東町における担い手農家の現状と問題

(1) 担い手の現状と問題

1990年の農業センサスによれば、町内の総農家数は1,522戸、このうち専業農家は17%、第1種兼業7%、第2種兼業は76%を占める。また、耕地面積は、田702ヘクタール、畑165ヘクタール、樹園地64ヘクタールと、田が耕地の大半を占める⁽¹⁾。

表一3には、作付面積および農業生産額を示した。作付面積は、平成4年度では水稻が485ヘクタールと大半を占め、以下、黒大豆、葉タバコ、小豆、カブ、麦、白大豆等と続く。黒大豆等の豆類、麦などは転作田での作付である。一方、生産額でも米が550百万円と全体(1,340百万円)の約4割を占める。これは耕種では葉タバコ(15%)、豆類(7%)を上回る。一方、表示はしていないが乳牛(270百万円、20%)、その他畜産(6%)を併せても3割弱である。

昭和30年代までは、本町でもきゅうり、茄子などの野菜生産が盛んであった。とくにきゅうりは集団的な栽培で指定産地にもなった。しかし、高度成長期に農家が瀬戸内沿岸の工

業地帯への出稼ぎに流れ、その後も兼業が深化するなかで、米以外の耕種部門は急速に衰退した。また、畜産も戦前から1戸に1頭程度和牛が飼育され、高度成長下でも養鶏、養豚、酪農に積極的に取り組む農家もあった。しかし、規模拡大の過程で遭遇したオイルショックで大きな打撃を受け、さらに畜産公害問題によって移転や縮小を迫られてきた。まさにこうした過程で、専業的農家は激減し、農家の大半を占める非専業的農家が零細規模の水田を維持するという構造が定着した⁽²⁾。

現在の専業的農家の状況を、さしあたり、先に示した県の基準によって中核農家と中核志向農家として捉えると、表一4のようである。中核農家70戸、中核志向農家41戸、合計で111戸、うち稲・麦作を主体とするのは33戸である。もっとも、稲・麦作以外の農家はほとんどが副次部門として水稻を作付けしている。なお、特作が最も多いがこれはタバコである。

農業センサスによれば、町内には87集落あるから、1集落当りの平均は中核農家0.8戸、それに中核志向農家を加えると1.3戸となる。これは、先に示した県の目標である1集落2戸には遠く及ばない。表示は省略したが、中核志向農家を加えた年齢構成は、20歳代2戸、

表一3 作東町の作付面積と農業生産額

作物名	(単位：ヘクタール、百万円)					
	昭63	平成元年	2年	3年	4年	生産額
水 稻	494	482	494	482	485	550
麦	11	13	17	9	10	3
黒大豆	60	52	55	48	49	60
白大豆	4	3	3	2	9	3
小 豆	42	36	36	35	28	25
カ ブ	22	20	20	18	18	50
葉タバコ	N.A	377	338	37	36	200
きゅうり	3	3	3	2	2	8
そ ば	12	6	2	1	1	N.A
(参考)						
転作面積	195	205	191	201	193	

出典：作東町業務資料。

表－4 作東町の中核農家および中核志向農家の経営部門別戸数

	稲・麦	野菜	果樹	特作	花き	酪農	肉用牛	養豚	養鶏	合計
中核農家	10	2	0	34	5	10	6	2	1	70
中核志向農家	23	7	4	3	1	0	1	0	0	41
計	33	9	4	37	6	10	7	2	1	111

注．中核農家の要件は、下記の岡山県独自の規定による．

- ①農家所得が当該市町村在住の勤労者世帯の年間所得におおむね均衡．
- ②農家所得が①に均衡し、うち農業所得が60％以上であること．
- ③年齢が64歳以下で、年間150日以上を農業に従事する男子専従者がいる．
- ④地域における農業生産力の中核的担い手であること．

30～40歳代30戸、50歳代38戸(34％)、60歳以上が40戸(36％)と、県平均より一層高齢化している⁽³⁾。

町の農林課によれば、上記のうち主として農業所得で生活している専業的農家は、さらに少ない。水稻4戸、野菜5戸、花4戸、葉タバコ20戸、酪農家9戸、肥育3戸など、合計でも50戸未満と見込んでいる。これを1集落当りにすると、0.6戸である。

上記の4戸の水稻農家が、町内の各地区の水田の賃借、作業受託の主要な担い手である。彼らは町内に点在しているが、旧村単位では全くいないところもあり、後にみるようにこの点を農協では問題にしている。さて、これらの経営規模等をみると次のようである。

年齢	地区	水稻等の経営規模
1. 42歳	A	水稻、約19ヘクタール
2. 34歳	B	約12ヘクタール(8～9が水稻、他に白大豆味噌加工も大豆は自給、作東農村開発隊)
3. 34歳	C	水稻は約5ヘクタール、施設ハウス20アール、作東農村開発隊
4. 51歳	D	水稻、約2ヘクタール、この他作業受託が多い

個別の担い手がこうした状況にあるため、集落レベルで水田農業の維持(実際には転作

対応)のために、補助事業を導入して営農組織が作られている。しかし、13の集落で作られたが、今も実際に活動しているのは3つに過ぎない。

なお、この町では若者がUターンをして農業に就業した事例はない。また、大阪の商社に勤務していた者が友人のつてを使って就農を試みた事例があるが、土地の手当や資金の問題で結果的にはうまく行かなかったようである。

以下では、上記の個別農家のうちAさんの経営と、いまでも活動している2つの集落営農組織(および集落の農業の担い手の状況)についてみることにしたい⁽⁴⁾。

注(1) センサスによれば、農家戸数は1960年2,240戸、70年2,023戸、80年1,813戸である。60年から90年の30年間に3割強が減少した。

(2) 農家1戸当りの水田所面積は0.5ヘクタール弱、また、「生産農業所得統計」(平成元年)によれば、農家1戸当り生産農業所得は40万円弱に過ぎない。

(3) 1990年センサスによれば、専業農家のうち男子生産年齢人口のいる農家(65戸)、第1種兼業のうち世帯主農業専従のいる農家(63戸)、そして第2種兼業のうち世帯主農業専従の農家(55戸)を合計すると183戸が農業に専従する者を確保していることになる。

(4) 個別の担い手農家として、この外に、花農家1戸、と肥育農家1戸を調査したが紙幅の関係で省略する。

(2) 個別農家の事例

Aさんは、県立農業者大学校卒業後、作東町農協の営農指導員となった。しかし、自分で農業経営をするため退職、1年半の間、スイスの畜産農家で研修した。この地の畜産をみて日本では無理と考え、帰国後は昭和60年までハウス園芸に取り組んだ。しかし、その後、健康上の理由とこの地区では将来水田を作る人はいなくなると見込んで思い切って水田中心の経営に切り替えた。

現在は、自作地が田1.54ヘクタール、畑0.3ヘクタールの外、利用権17ヘクタールの設定を受けている。これらは、筆数では162筆、地主数では約70人、しかもほとんどが集落外に点在する。ちなみに、最長で18キロ、平均で5キロ、町外（美作町と勝央町で全面積の2割）にも及び、往復だけで作業時間の1～2割を要する。また、圃場は分散しており、2ヘクタール以上の団地を形成しているものは、4カ所、8ヘクタールに過ぎない。作業受託もあるが、ごく僅か(0.6ヘクタール)である。労働力は、近所の定年退職者、ブラジル日系人(29歳)のアルバイトなどをたのんでいるが基幹的な作業はAさんがしている。奥さんは公務員であり農作業は手伝っていない。

平成4年度は、米の出荷約700俵、1俵2万円として約1,400万円、この外、繁殖和牛(2頭)とスイートコーン等の売上100万円強が主たる販売高であった。将来は水田面積を25ヘクタールくらいに広げたいとの希望である。その場合、購入による拡大も希望しているが、売る側にかなりの抵抗があつて、ここ数年で約0.6ヘクタール購入できたに過ぎない。しかし一方で、借りてほしいとの引合いは多い。水田経営に取り組んだ10年前は、2ヘクタール借りるまで集落外を頼んで回つたが、今では口コミで頼みにくる。

Aさんとしては、今後の規模拡大に関しては、地域の担い手になるという考えで対処するつもりである。具体的には、老人家庭の水

田を守る、しかし若い人のはやらない、自分で出来るはずの人が遊びにゆくために貸そうとするものまで引き受けるつもりはない。

当面する問題としては、労働力の調達が難しいことが上げられる。外国人労働者をアルバイトで頼んでいるが、出来れば周年で雇用したいとのことである。また、資金調達もネックである。自分としては2,500万円位の借入金を返済する能力があるが、担保の評価(自作地の)からいえば難しい。調達できれば農地の購入に向けた意向であった。

将来の問題としては、自分が60歳くらいになって体が効かなくなったとき、預かった土地がどうなるか心配である。ただ返却すれば済むものではない。子供が継いでくれると問題ないが、今の時点ではわからない。

現在、先のBさんと組んで特別栽培米を県外に販売している。こうした事業を進めるには法人化も必要と思われるが、法人化するとカネ儲け主義と言われることを懸念している。県外で販売しているのも地元知られぬためである。今の経営には、いわば地域における好青年のイメージが必要である。

今後の地域農業の担い手像としては、営農組合はあまりうまく行っておらず、町と農協が構想している公社も経営的には問題があると思われるので、自分達のような農家を育成することが必要である。しかし、専門的な農家になろうとしても資金力がないのでこのままでは増加しない。農協にはより積極的な補助と農家との密接なコミュニケーションをとってほしい、という意見であった。

(3) 集落及び集落営農の事例

1) N集落

N集落は、比較的平場が多く町の中心部に近いこともあって町内では恵まれた条件にある。集落戸数は37戸、人口は145人、1世帯当り3.9人である。世帯主のうち9名、配偶者も入れると16名が70歳以上、また60歳以

上は35名である。集落の代表者によれば、後継者のいる家は18戸(39歳以下15戸、40歳以上3戸)である。ちなみに選挙権は116票である。

集落内の水田は18.8ヘクタール、畑は3.6ヘクタール、山林原野は28.5ヘクタール(各個人による管理)、水田はほぼ基盤整備が済んでいる。農家は32戸、しかし既に耕作する者がなく実質的に離農している農家が5戸、実際に農業をしているのは27戸である。専業農家はいない。他の水田を多少とも受ける農家は8戸あるが、それも含めて辛うじて集落の農業の担い手といえる農家は5戸、しかも集落の代表者がよくやっていると認めるのは1戸(56歳、水田所有0.9ヘクタール、借入れ0.7ヘクタール、その他転作の黒大豆0.8ヘクタールの引受など)に過ぎない。一方、作業を委託している農家は3戸、農地を貸し出している農家は9戸ある。

農家のうちで、現に後継者がなく今後とも農業経営が困難なものが9戸、自分で農業を続けうるのは23戸である。10年後の中心的な担い手は特定できないとのことであった。

N集落は、昭和56年から連担団地による3年周期の輪作ブロックローテーションに取り組んでいる。そのため、N生産組合を作り(内部に機械利用部会、黒大豆生産部会、麦生産部会の3部会)、共同計算や共同防除を行ってきた。これは転作面積の増加に個人では対処できないこと、水利体系の統一と農機具運搬道の確保、有利な転作への取り組みなどが動機であった。

しかし、転作作物である麦の値下がり、黒大豆の収量低下、労働力の高齢化、転作の緩和による再調整の必要等の問題を抱え、こうした活動の継続は難しくなっている。聞き取りでは、集落としては当面集団転作を維持する考えであるが、リーダーの確保、中核を担う人材の育成が急務である。現在のところは、生産調整が続く限り組合の存続は必要である

との合意がある。しかし、将来ともこのままの形で組合が存続するかどうかはわからない、とのことであった。

2) O集落

この集落は、町内で最も奥地の山間にあり、地形条件も厳しい。集落戸数は49戸、うち農家は43戸である。水田面積は基盤整備による農道、水足の造成、宅地への転用によって27ヘクタールから22ヘクタールとなった。

この集落の特徴は、営農組合が機械をもち、あるいは個人から借り上げオペレーターを置いて転作及び水田作業の委託を受けていることにある。組合の設立は、ブロックローテーションによる転作を始めた昭和58年である。組合では、個人で機械を買わない申し合わせをしている。オペレーター7名、機械はコンバイン2台、田植機1台、トラクター2台などである。現在、全面受託は2.7ヘクタール、部分作業は耕起8ヘクタール、田植13ヘクタール、収穫13ヘクタールである。22戸と約半数の農家が委託している。作業料金は、10アール当り、耕起6千円、代かき3千円、田植3千円、刈取り15千円である。乾燥、調整は農協のライスセンター、有機無農薬米、餅米は組合の乾燥機を使う。なお、組合では町の委託を受けて集落のため池の脇にある宿泊施設を管理・運営している。婦人部が中心である。

また、営農組合では農地は売らないようにする、売る場合は営農組合が集落の誰かに買い取ってもらうよう調整するという申し合わせをしている。これは地区外の人を持つと環境が破壊されるなどが理由である。不利な地理的、社会的条件の中で農地や集落を維持していくため、きわめて堅い結束を維持していることが窺われる。

個別農家の状況は、オペレーターを含め地域の農業を担っているものが15戸である。しかし、今後は5戸程度になると見込まれる。

また、現時点で後継者がいないのは11戸、組合

に農地を任せたいとするものは既に4戸ある。なお、農地貸借の状況を見ると、個別農家に貸付が5戸、県の酪農組合への委託が1戸、借入れは3戸(最高で1.3ヘクタール)である。

4. 町と農協の担い手対策

(1) 町の対策

町は昭和50年代の半ばから基盤整備に取り組み、現在では当初計画(68.4ヘクタール)の9割以上(30アール区画は約3割)を達成した。また併せて、農家の経営規模拡大のため農地開発を進めてきたが、入植の希望が減ったことから計画を縮小、現時点では66ヘクタールの計画に対して、48ヘクタールを完了させた。ここには茶9、花き1、タバコ15、野菜5ヘクタールなどが導入されることになっている。

しかし、これまでみてきたように担い手の急減が問題となり、このため、最近は次のようなソフト事業を展開している。

一つは、一連の人口定住促進対策である。まず、平成元年度に結婚祝金と定住奨励金制度が創られた。前者は、町内に住所を有し、定住の意思のある46歳未満の者が結婚したとき、農業後継者は200千円、その他50千円を交付する。実績は平成3年度27件、1,350千円。さらに上記の結婚を斡旋した者に仲人・媒酌人奨励金として50千円交付される。実績は23件、1,150千円である。後者の定住奨励金は、Uターンあるいは転入定住者を対象とし、町外から町内に住所を移し、将来にわたって定住の意思のある夫婦(いずれかが46歳未満)に50千円を交付する。実績は、27件、1,350千円。平成3年度からは、さらに家賃補助、減免が加わった。これは入居から満3年以内の期間、月額家賃から減額するもので、新婚世帯25千円以内、新定住者は15千円以内を交付する。実績は18件、4,560千円、以上、平成3年度の実績合計は、8,410千円である。

二つは、担い手組織の育成である。町内には、昭和60年に結成された作東農村開発隊がある。先の大型の稲作農家2戸を含む3戸(1戸は畜産)で組織されているが、運営に当たっては役場が協力、コンバイン購入等には補助事業を導入している。稲作作業受託が中心であり、平成3年度の実績では作業延べ面積50ヘクタール、ユンボ(圃場の溝切り)20日となっている。しかし、機械の更新が難しい、圃場の散在、オペレーターの不足等問題も多い。また、役場の助成で後継者クラブ(若杉会)を作り、研修旅行、ふるさと祭りなどの活動をしている。現在会員11名、平成5年度は役場350千円、農協100千円の補助をしている。

三つは、農地流動化奨励金の交付(借り手に対する助成)である。これは平成2年4月1日から適用した。65歳未満、6年以上の利用権の設定を受け、借入れ地を加え1ヘクタール以上の耕作の農家に、10アール当り15千円を交付する。平成4年の実績は、4名、50ヘクタールである。ちなみに、平成5年6月末の利用権設定面積は、92.3ヘクタール(町内水田面積の13%)である。なお、流動化推進員(15名)には話し合いが成立した場合、10アール当り3千円支払われる。

この外、地域特産研究会を組織(年間予算300千円)しているが今のところ成果はない。また、女性農業士も1名推薦したが、とくに目立った活動をしているわけではない。なお、この町にも県のニューファーマーズ事業の体験希望者が1名(24歳、大卒)きたとのことである。

町は、今後の担い手対策のため、農作業の受託をする公社の設立を考えている。その際には、農協が中心になる必要があるとしているが、農協は後にもふれるように広域合併推進のさなかにあり、この問題が決着しないと実現は難しい。

(2) 農協の対策

作東町農協は、いまのところ特別の担い手対策を講じている訳ではない。しかし、農業の担い手不足、とくに水田の引受能力のある大型の稲作農家の不足を補い、またその不在の地域で、農協が如何にカバーできるかが当面の課題と考えている。このため、農協職員がオペレーターになり、あるいは貸し出すために農業機械、施設の整備、購入を図ってきた。現在、コンバイン5台、トラクター3台、溝掘り機6台（5支所に1台、1支所は2台）、その他農産加工施設を持っている。このうちコンバイン、トラクター等は、先のN生産組合、O営農組合、作東農村開発隊等に貸与している。そして、大型水稻農家のいない地区（Y地区）では、農協がある程度水田を引き受けるか、こうした農家を育成する方向で対処したいとのことであった。

しかし、集落レベルの営農組合の存続は難しく、また、結局は個人が機械を持ち続けると見込まれる。一方、現在貸与している機械も既に更新の時期を迎えておりその対処が必要である。しかし、営農指導関係の出費は約4千万円に達しており、農協として費用負担には限界がある。このため、農協としての担い手問題への本格的な対応は、広域合併後に設立を予定している広域の農業指導センターで検討したい、とのことであった。

町の対策でもふれた公社の設立は当初今年の3月予定であった。しかし、農協としては近隣の公社がうまく行っていないので、もう少し考えたいとしている。もちろん、これは合併問題の帰趨に関わることである⁽¹⁾。

注(1) 別途調査した賀陽町でも全農家アンケートの結果、農業公社を平成6年4月に設立する予定である。これは栃木県の鹿沼市農業公社を参考にして、水田の受託をするとのことである。その際の水田利用は、約1,800ヘクタールのうち300～400ヘクタールを中核農家、

300ヘクタールを農業公社、300ヘクタールを集落組織、その他は趣味で維持することが見込まれている。

5. おわりに

岡山県下を事例に、極めて限られた範囲であるが、中国・中山間地帯の担い手問題と対策の現状をみてきた。ここにみたように、中心的担い手たるべき専門的農家がきわめて少なく、高齢農家や後継者のいない農家が増えるなかで、水田の引き受け手を確保することは極めて難しい状況にある。このため対策の中心は、中長期的には、中核的な農家を育成しつつ、青年農業者や新規就農者の増加を図ることにある。しかし、それでは当面の事態を乗り切ることが難しく、その対策として農作業受託をする公社を作る方向も模索されている。

公社を作る場合、問題はどのような役割を公社に期待するか、端的に言えば、今後、育成を図ることを考えている中核農家とどのような関係にするかについて明確にする必要がある。今回はこの問題まで踏み込まなかったが、上記のAさんや賀陽町の女性農業士の方からは、中核農家の育成を図ることを基本にしつつ、例えば農地の利用調査をして団地化する、個別農家の援助をするなどが望ましいとの意見があった。

しかし、農業公社は今や全国で設立する市町村が増加しているものの、果たすべき目的、機能を明確にしないまま発足させ、しかも経営的に必ずしもうまくいっていないものが多い。作東町が公社の発足に踏み切れない理由の一つもそこにあると思われる。こうした問題に関しては、さらに今後の課題として取り上げてゆくことにしたい。

（岡 角 和 夫）

